

2023年度 岡山大学大学院法務研究科
法学既修者A日程 試験問題

刑事法系（刑法、刑事訴訟法）

<解答上の注意>

1. 問題冊子は、表紙を含め3枚である。
2. 問題には、問題1と問題2がある。配点は、問題1が60点、問題2が40点である。
3. 表裏に解答欄がある解答用紙は、問題1用と問題2用の2枚が配布されている。各問題ごとに解答用紙1枚を使って解答すること。
4. 解答用紙の受験番号欄に受験番号を算用数字で記入し、また試験科目欄に「刑事法系」と記入すること。なお、整理番号等その他の記入欄には記入しないこと。
5. 試験終了後、問題冊子及び下書き用紙は持ち帰ること。
6. 解答の際は、黒又は青のボールペンを使用すること。
7. 六法は貸与品なので、折り曲げや書込みをしないこと。なお、書込み・汚損等がある場合は申し出ること。
8. 試験終了後、指示があるまで席を立たないこと。
9. その他は、すべて監督者の指示に従うこと。

【問題 1】

次の各設問に答えなさい。解答用紙の冒頭に「問題 1」と記入すること（解答順序は問わないが、設問番号を記入すること。また、2問とも解答すること。）。

〔設問 1〕（配点 30 点）

甲女（以下、甲という。）は、日曜日、自分の子供 A（4歳）を近所のプールに連れて行き、プールサイドで遊ぶよう告げて買い物に出かけ、10分ほどしてプールに戻ったところ、Aがプールで溺れているのを発見した。甲は、泳いで助けることも可能であったが、日頃から自分になつかない A を快く思っていなかったため、このまま死んでくれればいいと思い、その場を立ち去った。A はそのまま溺れ死んだ。

甲の罪責を論じなさい（特別法違反の罪は除く）。

〔設問 2〕（配点 30 点）

B は、乙宅の軒先に置かれていた乙所有の自転車を盗み、B 宅の玄関先公道に置いていたところ、数日後にたまたま通り掛かった乙が、この自転車を発見した。乙は、そのまま、無断で持ち帰った。

自転車に対しては、B の事実上の支配が及んでいたものとして、乙の行為が窃盗罪の構成要件に該当するかどうかを論じなさい。

《問題1 以上》

《次頁に続く》

【問題2】

次の【事例】を読んで、後記〔設問〕に答えなさい。解答は、【問題1】を解答した用紙とは別の解答用紙に書き、冒頭に「問題2」と記入すること。

【事例】

- 1 警察官Kらは、暴力団組員の被疑者甲が覚醒剤を密売しているとの嫌疑について捜査していた。内偵捜査によって、甲の自宅（Aアパート202号室）には、暴力団組員複数名が常時出入りしていること及び同室には時折荷物が持ち込まれている様子であることが判明したので、Kらは、同室が覚醒剤密売の拠点であると考えた。そこで、Kは、覚醒剤取締法違反（営利目的所持）の被疑事実でAアパート202号室を捜索すべく、S地方裁判所裁判官に対し捜索差押許可状の発付を請求した。そして、同裁判官は、捜索すべき場所を「Aアパート202号室」、差し押さえるべき物を「本件に関連する覚醒剤、書類、伝票、梱包資材、手帳、携帯電話」とする捜索差押許可状を発付した。
- 2 KらはAアパート202号室を捜索するため、同室に赴いた。Kがインターフォンを押すと、甲が同室の玄関扉を開けた。そこで、Kは甲に対し、「警察です。捜索の令状が出ています。動かないで。」と告げ、それと同時に、Kら複数の警察官が、令状を呈示することなく同室内へと入った。そして、同室内の各部屋やトイレ、洗面所等の様子を確認するとともに、同室内にいた甲を含む3名の人物の挙動を確認できる状況が整ったところで、Kは、甲に対して上記捜索差押許可状を示して、捜索を開始する旨告げた。Kが上記捜索差押許可状を甲に呈示したのは、Kらが同室内へ入ってから約3分後のことであった。

〔設問〕

Kらが行った事例「2」の行為の適法性について、具体的事実を摘示して論じなさい。

（参照条文） 覚醒剤取締法

- 第41条の2 覚醒剤を、みだりに、所持し、譲り渡し、又は譲り受けた者（略）は、10年以下の懲役に処する。
- 2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、1年以上の有期懲役に処し、又は情状により1年以上の有期懲役及び500万円以下の罰金に処する。
 - 3 （略）

《問題2 以上》

《刑事法系問題 以上》

【出題意図】

【問題 1】（刑法）

設問 1 は、不真正不作為犯の成否が問題となる事案を素材として、刑法総論の体系的理解と事案処理能力を問うものである。

設問 2 は、窃盗罪の保護法益が問題となる事案を素材として、刑法各論の基本的な理解と事案処理能力を問うものである。

【問題 2】（刑事訴訟法）

本問は、捜索差押許可状の執行時に令状を呈示することなく住居内へ侵入することの適法性について、判例の立場をも踏まえながら論じ、事案を解決することができるかを問うものである。